

多面的機能支払交付金を活用した「稲わら」処理の実施について

1 多面的機能支払交付金について

多面的機能支払交付金（以下「交付金」という。）は、農業農村の有する多面的機能の発揮を促進するため、地域における保全活動を支援することにより、農村機能及び生産基盤の維持向上を図ることを目的としています。

2 「稲わら」処理における交付金の活用について

台風19号の影響により、各地域の農地等に堆積した「稲わら」の処理については、次のとおり実施することとします。

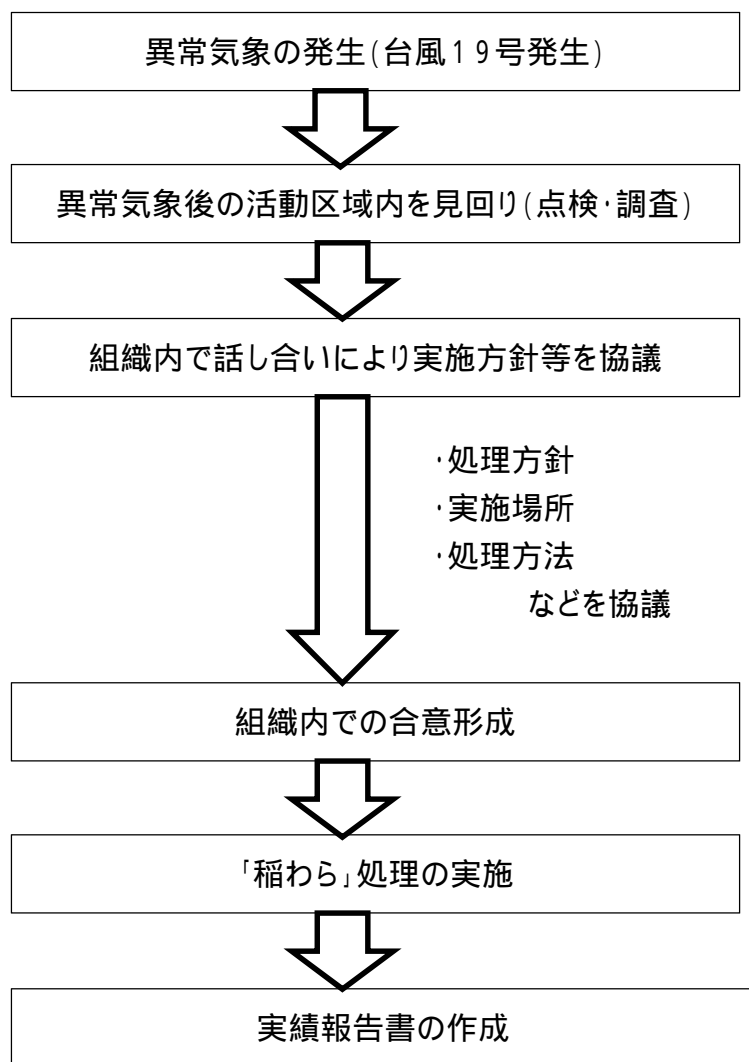
- (1) 保全組合及び広域協定（以下「保全組合等」という。）は、台風19号の影響のあった農地等が活動実施区域内にある場合、異常気象時の対応として「稲わら」の処理が実施できます。
- (2) 異常気象時の対応は、農業の有する多面的な機能の発揮に関する活動計画書（以下「多面的機能支払計画書」という。）において、活動の計画中、農地維持支払の実践活動で計画している活動項目です。
- (3) 農地維持支払の対象活動は、基礎的な保全活動と適切な保全管理のための推進活動ですが、「稲わら」の処理は、異常気象時の対応として水路の草刈りや農道の路面維持などの活動と同様に実施できるものです。
- (4) 交付金の活用は、これまで実施している活動と同様に支出することができます。
- (5) 支出方法及び活動報告は、これまで実施している活動と同様となります。

3 「稲わら」処理の実施について

「稲わら」処理の実施に当たっては、次の事項に留意し、実施してください。

- (1) 実践活動として、異常気象時の見回りを実施してください。その際に写真等により状況を記録してください。
- (2) 実施する農地等は、見回り結果から保全組合等で協議し、決定してください。
- (3) 異常気象時の応急措置として、実施する実践活動は、各組合等の判断によりますが、「稲わら」の処理方法については、農地に還元する取組の実施をお願いします。
- (4) 野焼きを実施する際は、大崎広域行政事務組合に別紙の届出書の提出が必要となります。保全組合等で地域の消防団等と協力して実施することを検討するとともに近隣住民や道路通行者等から苦情がでないよう配慮が必要です。
- (5) 「稲わら」は、各クリーンセンターへ搬入が可能ですが、受け入れが制限されている状況です。

4 活動実施フロー図



5 その他

「稲わら」の処理については、今後、国、県の対応により、変更する場合があります。

多面的機能支払交付金を活用した「稲わら」処理Q & A

Q1 個人の農地等に堆積した「稲わら」処理は、対象となるか。

A1 活動実施区域内であり、組合内で実施することを決定したのであれば、対象となります。

Q2 家屋敷まわりに堆積した「稲わら」処理は、対象となるか。

A2 活動区域内の農用地や水路等の農業施設であれば、対象となります。

Q3 宅地に堆積した「稲わら」処理は、対象となるか。

A3 多面的機能支払交付金は、農用地や水路等の農業施設機能を保全するための活動が対象となりますので、対象になりません。

Q4 「稲わら」処理のため必要な道具を大量に購入することは可能か。

A4 「稲わら」処理に必要な道具の購入は対象となります。また、共同活動に必要な道具を大量購入する必要がある場合であっても、客観的、合理的な理由が必要となります。

Q5 「稲わら」処理に必要な機械の借上料(リース料含む。)は対象となるか。

A5 「稲わら」処理に必要な機械等の借上料は対象となります。また、共同活動に必要な機械等のリース料についても、対象となります。

Q6 「稲わら」処理を外注することは可能か。

A6 「稲わら」処理に当たり、活動組織で実施可能な範囲を超えていると判断できる場合、外注することが可能です。外注する場合は、3者以上から見積書を徴収するなど効率的かつ透明性の高い予算執行に努めてください。

Q7 多面的機能支払交付金は、共同活動が基本であるが、すべての処理を外注することは可能か。

A7 被害が大きく実施可能な範囲を超える場合は外注することが可能です。

Q8 実施可能な範囲を超える場合とはどのような場合か。

A8 客観的、合理的な説明がつくことが必要になります。

Q9 外注する場合の見積書の徴収方法は。

A9 3者以上からの見積もり徴収を原則とします。

Q10 「稲わら」の堆積によって排水口が破損しました。補修の対象となるか。

A10 施設機能維持のための補修は、対象となります。

Q11 「稲わら」堆積等によって破損した排水口の補修を実施します。資源向上支払の施設の軽微な補修で実施することは可能か。

A11 実施することが可能です。

Q12 昼食代は対象となるか。

A12 食事時間帯にまたがる活動であり、対外的に支出することが説明できる場合は対象となります。ただし、その活動に対して日当を支払う場合は、対象となりません。

Q13 茶菓代は対象となるか。

A13 対象となります。

Q14 「稲わら」処理を実施するに当たり、事業計画の変更は必要か。

A14 台風の影響による活動は、すでに認定した提出された活動計画で計画している活動項目ですので計画変更の必要はありません。

Q15 交付金(交付決定額)の増額はできるのか。

A15 今回の「稲わら」処理は、すでに活動計画において、農地維持支払の実践活動で計画している活動項目です。現時点では、交付金の増額の見込はなく、予算内で実施していただくこと想定しています。

Q16 「稲わら」処理の処分方法は。

A16 基本的には、農地に還元する取組を推奨しています。考えられる処分方法としては、農地へのすきこみや野焼きが考えられます。

Q17 マニアスプレッターとローダー等を借用し、農地へ還元したいと考えているがこのような機械借上料は対象となるか。

A17 対象となります。

Q18 農地にすきこみしたいと考えています。トラクターで耕起作業は対象となるか。

A18 対象となります。すきこみ作業は、耕起作業までが一連の作業となります。

Q19 町は、「稲わら」処理に当たり、処分前の仮置き場等を設置するのか。

A19 仮置き場等の設置は、考えておりません。

Q20 仮置き場を設置するための土地の借上料は対象となるか。

A20 対象となります。

Q21 「稲わら」処理を野焼きすることは可能か。

A21 野焼きで処理することが可能です。野焼きを実施する場合は、大崎地域広域事務組合へ届け出し、消防署の指導により実施することになります。

なお、野焼きを実施する場合は、地元消防団への立会い依頼や近隣住民、通行車両等への配慮をお願いします。

Q22 大崎東部クリーンセンターは「稲わら」の受け入れをするか。

A22 「稲わら」は、大崎東部クリーンセンターへの搬入が可能です。ただし、「稲わら」の受け入れについては、搬入制限が行われている状況です。

Q23 経営所得安定対策に係る「耕畜連携」用の「稲わら」が流出したがどのように対応すればよいか。

A23 耕畜連携用に準備していた「稲わら」の対応については、現在、東北農政局と協議中です。集められなくなった状況を記録しておく等の対応をお願いします。

Q24 隣接した農地に「稲わら」が堆積した等の理由により、複数の組合が共同して処理した場合は対象となるか。

A24 活動実施区域内の活動が対象となることから、対象となります。ただし、共通経費等については、客観的、合理的な方法により按分する必要があります。

なお、共同して処理する場合であっても活動区域外の処理は対象となりません。

Q25 すでに実施した活動は対象となるか。

A25 すでに実施した活動については、活動組織が必要だと判断し、実施した内容であれば対象となります。

Q26 「稲わら」の処理は、いつまでに実施すればよいか。

A26 次の作付計画や、処理する農地等の実情にあわせて実施してください。

台風19号の影響による 流入稲わら及び稲わら処理後における対策について

1 いもち病、紋枯病への対策

- ・稲わらが流入したほ場は、空散による葉いもち防除又は箱施用剤等のいもち病初期剤を必ず施用する。
- ・葉いもちが発生した場合は、穂いもち対策はもちろんのこと、茎葉散布剤（ビームゾル、ブラシン等）による対策をその都度実施する。
- ・紋枯病についても、防除作業の徹底を図る。（箱処理剤ルーチンブライト箱粒剤の使用が省力的）
- ・いずれについても、必ず発生すると想定し、適切な防除を行うなど対策を講じる。

2 倒伏への対策

- ・冬期間に分解促進剤（わら分解キング、ヨウリン等）等を施用し、分解を促進するため、耕起回数を増やす。
- ・わら分解キングの使用に当たっては、散布後に土中にすき込むこと。散布だけでは効果は現れないので注意する。
- ・わらを多くすき込んだ場合、分解時に窒素飢餓になり、初期生育が悪くなるおそれがあるため、即効性の割合の高い肥料を使用するなど、初期・中期（追肥）体系での施肥にする。
- ・根腐れを回避するため、中干しを強化する。
- ・可給態窒素の含有量が未知数のため、倒伏に強い萌みのりなどの作付けで対応する。

3 その他

- ・大豆の栽培回数が多いほ場については、地力が落ちているので有機物としての活用を図る。
- ・その他、適宜、営農指導機関への相談など。